

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年10月7日  
照会部署名 須磨年金事務所適用調査課  
照会担当者 竹村 博雄  
連絡先 [REDACTED]  
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認 吉井

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—131	本部受付番号 No. 2010—1029
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

随時改定にかかる通勤手当の単価の記載金額について

(内容)

平成22年9月13日受付(2010-925)の事例に類似している例で毎年3・9月に前払い6ヶ月定期支給中。その間に通勤経路が変更となった時点において随時改定とする場合、次の6ヶ月定期券支給月までに3ヶ月・1ヶ月定期分をまとめて合計支給し、支給済6ヶ月定期券の返金と手数料を差し引いた額を当月支給する。随時改定で届出る通勤手当1ヶ月分は①まとめた支給額から返金と手数料を引いた額を支給月数で割る。②まとめた支給額から支給月数で割る。のいずれになるか。

また7月の異動時には7、8、9月で変更後の通勤手当の1ヶ月単価を記載するが9月は前払いの10月分の定期代は加えて記載する必要と思われるがどうか。ご教示願います。

(ブロック本部回答)

前払い6ヶ月定期支給された後に、通勤経路の変更により通勤手当が変更する場合、②の3ヶ月もしくは1ヶ月の定期支給額を支給月分で割った金額が1ヶ月の通勤手当と考えるのが妥当と思われます。

また、7月異動によって10月月変をするのであれば、9月分には10月以降の6ヶ月前払い定期代を含めないで計算するのが妥当と思われます。

しかしながら、上記については明確に示されたものはありませんので、機構本部に照会をお願いします。

回答日 平成 22 年 10 月 14 日

回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援G

回答作成者 マニュアルインストラクター（厚生年金適用支援G長）新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の事例については、3か月と1か月の定期代金の合計を定期券面の合計月数で除した額を、1月あたりの通勤手当の金額として算定します。

また、7月異動に伴い重複支給となる9月分の通勤手当については、前払いの6か月定期代のみを用いて、1月あたりの通勤手当の金額を算出することになります。

(参考) 平成25年6月7日付【厚年指 2013-119】随時改定の事務取扱いにかかる事例集及びQ & A Q 4-3

回答日 平成22年10月27日(H25.6.7 修正)

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

岡村

(回答提供先)

○					○
機構 LAN 掲載	相談 センター	社労士会	健保 協会	年 金 局	H P 掲 載